

議案第34号

令和2年5月18日

令和2年5月開会議会議案

鈴 鹿 市

議案第 34 号

鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 5 月 18 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市地域公共交通会議を廃止するについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例（平成 27 年鈴鹿市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第 2 条，第 3 条，第 4 条関係）				別表（第 2 条，第 3 条，第 4 条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
附属機関	担任意務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担任意務	委員の定数	委員の任期
略	略	略	略	略	略	略	略
				鈴鹿市地域公共交通会議	<u>道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく地域の实情に即した</u>	<u>30人以内</u>	<u>2年</u>

					<u>輸送サービスの実現</u>		
					<u>に必要な事項に係る</u>		
					<u>協議に関する事務</u>		
略	略	略	略	略	略	略	略
2	略			2	略		

附 則

この条例は，公布の日から施行する。